



2025年9月24日

各位

会社名 中野冷機株式会社
代表者名 代表取締役社長 山木 功
(コード番号 6411 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役管理部門長 小野 浩一
電話番号 (TEL 03-3455-1311)

株式併合並びに単元株式数の定めの変更及び定款一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2025年8月20日付当社プレスリリース「臨時株主総会の開催並びに株式併合、単元株式数の定めの変更及び定款一部変更に関するお知らせ」(以下「2025年8月20日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせしましたとおり、株式併合及び定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の当社臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議しましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2025年9月24日から2025年10月13日までの間、整理銘柄に指定された後、2025年10月14日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号議案(株式併合の件)

2025年8月20日付当社プレスリリースにてお知らせしましたとおり、当社株式について、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)を実施するものであります。

① 併合する株式の種類
普通株式

② 併合比率
当社株式について、1,662,400株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数
5,067,359株(注1)

(注1) 当社は、2025年8月20日開催の取締役会において、2025年9月26日付で当社自己株式638株を消却することを決議いたしました。上記「減少する発行済株式総数」は、自己株式の消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としております。

④ 効力発生前における発行済株式総数

5,067,362 株（注2）

（注2）当社は、2025年8月20日開催の取締役会において、2025年9月26日付で当社自己株式638株を消却することを決議いたしました。上記「効力発生前における発行済株式総数」は、自己株式の消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

3株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

12株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、株主の皆様（但し、エムキャップ十五号株式会社（以下「公開買付者」といいます。）及びアイング株式会社（以下「アイング」といいます。）を除きます。）の所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。当該売却について、当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条第2項の準用する会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2025年10月15日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に公開買付者が2025年6月17日から2025年7月29日までを買付け等の期間として行った当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）における当社株式1株あたりの買付け等の価格と同額である7,900円を乗じた金額に相当する金銭が、交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

① 本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は12株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

② 本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となる見込みであり、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできなくなるため、現行定款第7条（自己の株式の取得）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

③ 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は3株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株式についての権利）を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

- ④ 本株式併合の実施に伴って、当社株式は上場廃止となるとともに、当社の株主は公開買付者及びアイングのみとなるため、定時株主総会の議決権の基準日に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第 14 条（定時株主総会の基準日）を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- ⑤ 本株式併合の実施に伴って、当社株式は上場廃止となるとともに、当社の株主は公開買付者及びアイングのみとなるため、株主総会資料の電子提供措置に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第 16 条（電子提供措置等）を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

当該定款の一部変更の内容については、2025 年 8 月 20 日付当社プレスリリースをご参照ください。

なお、当該定款の一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である 2025 年 10 月 16 日に効力が発生する予定です。

3. 株式併合の日程

① 臨時株主総会開催日	2025 年 9 月 24 日（水）
② 整理銘柄指定日	2025 年 9 月 24 日（水）
③ 当社株式の最終売買日	2025 年 10 月 10 日（金）（予定）
④ 当社株式の上場廃止日	2025 年 10 月 14 日（火）（予定）
⑤ 株式併合の効力発生日	2025 年 10 月 16 日（木）（予定）

以上